

収入
印紙

請書

証書整理番号

令和 年 月 日

殿

住所

氏名 印
(TEL)

契約の名称			
契約金額	円（うち消費税及び地方消費税は 円）		
契約保証金	円	履行期限	年 月 日
施行場所	支払課（公所）名		
契約の内容			

上記の契約については、上記の記載事項及び次の条項を遵守し、お請けいたします。

1 貴殿の書面による承諾を得ないで、この契約に係る業務の全部又は一部を第三者に請負わせ若しくは委託させ、又はこの契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し又は継承させません。ただし、売掛債権担保融資保証制度の利用に当たり債権担保を目的として、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛債権を譲渡（根保証によるものを除く。）するものを除くものとします。

なお、売掛債権の譲渡を行った場合の貴殿の対価の支払による弁済の効力は、貴殿が宮城県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第50条第1項の規定に基づき、出納執行者に対して支出の決定を行った時点で生じることで異議ありません。

2 貴殿の必要に応じ、この契約に係る業務の内容について、請求のあるときは、書面による報告をし、又は実地に調査を受けます。

3 当方の責めに帰することができない理由により履行期限までに履行できないときは、その理由を付した書面を提出し、履行期限の延長を申請し、その承認を得ます。

4 この契約を履行するにあたり、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は当方で負担します。ただし、貴殿の責めに帰する理由による損害を除きます。

5 この契約に係る業務を完了したときは、遅滞なく貴殿に完了報告書を提出し、貴殿の検査を受けるものとします。なお、検査の結果、不合格あるいは疑義を生じ、補正、修補、再調査等の必要があるときは、速やかにこれを行い、補正、修補、再調査等の完了の届を提出し、

再検査を受けるものとします。

- 6 契約代金は、前項の検査の合格後提出する請求書を、貴殿において受理した日から30日以内に支払われることとします。
- 7 履行期限までに履行を完了しないときは、遅延した日数に応じ、契約金額に年2.5%の割合で計算した金額を違約金として貴殿に支払います。
- 8 履行期限までに完了の見込みがないとき又は当方がこの請書の条項に違反したときは、貴殿においていつでもこの契約を解除されても異議ありません。
- 9 この契約に係る業務の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）又はその契約不適合によって生じた貴殿の損害については、第5項の検査の完了の日から1ヵ年間担保の責めに任じます。
- 10 この請書に定めのない事項又は疑義の生じた事項について当事者双方が協議して定めることとします。

※ 宛先は宮城県庁内であれば「宮城県知事村井嘉浩」、地方公所であれば地方公所長名を記載してください。